

■法定外公共物の用途廃止から所有権移転までの流れ

1. 用途廃止申請書を岩美町へ提出 **※事前に協議をお願いします。**

- 添付書類
  - ・位置図
  - ・公図の写し
  - ・現況平面図
  - ・境界確定証明書（地籍調査済の場合は省略）
  - ・地積測量図
  - ・現況写真（調査報告書）
  - ・同意書（その地区の区長または自治会長と隣接地権者の同意書が必要です。）
  - ・土地登記事項証明書（申請土地と隣接地）

2. 用途廃止決定通知を岩美町から申請者へ交付

※公共用地として用途廃止できない場合もあり、その場合は払下げはできません。

3. 土地表題登記嘱託書を岩美町が法務局へ提出

- 添付書類
  - ・位置図
  - ・公図の写し
  - ・**地積測量図（申請者作成）**
  - ・**不動産調査報告書（申請者作成）**
  - ・国有財産譲与契約書の写し（岩美町で準備するものです。）

4. 土地所有権保存登記嘱託書を岩美町が法務局へ提出

5. 普通財産払下げ申請書を岩美町へ提出

- 添付書類
  - ・位置図
  - ・用途廃止決定通知書の写し
  - ・公図の写し
  - ・住民票の写し

6. 岩美町普通財産譲渡契約書を申請者と岩美町が交わします。

**※契約書用収入印紙（印紙代申請者負担）**

7. 申請者が譲渡代金を岩美町へ納付

※譲渡物件の所有権は、申請者が譲渡代金を岩美町に完納したときに、岩美町から申請者に移転されます。

8. 町有財産売払証明書を岩美町から申請者へ交付

9. 所有権移転登記嘱託書を法務局へ提出 **※申請者の負担で、所有権移転をお願いします。（法務局へ申請）**

**※登録免許税分の収入印紙は申請者負担**

10. 登記事項証明書の写しを申請者が岩美町へ提出

◎以上で一連の手続きは完了です。

【留意事項】

- ・申請から完了までの期間は2～3ヶ月程度が目安となりますが、案件によってはそれ以上の期間が必要となりますのでご承知ください。
- ・原則、不動産取得税（県税）の課税対象となります。所管は県税事務所です。

【事務フロー】

